

令和6年度横須賀市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
等に関する方針

(趣旨)

- 1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市において障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な事項を定める。

(方針の適用範囲)

- 2 この調達方針は、市長及び上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）を対象とする。

(調達の対象となる障害者就労施設等)

- 3 調達の対象となる障害者就労施設等は次のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等のうち次に掲げるもの

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱（平成20年10月1日制定）に基づき補助金の交付を受けている地域作業所

(3) 神奈川県社会福祉協議会が認定するともしびショップ

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

(5) 次の要件を満たす障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用者数が5人以上であること

イ 障害者の割合が従業員の20%以上であること

ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること

(6) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者をいう。）又は在宅支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務を行う団体をいう。）

(調達品目)

- 4 市長等は、障害者就労施設等が提供する物品及び役務（以下「物品等」という。）で、次に例示する調達品目のうち調達可能なものがあれば調達対象とするよう努めるものとする。

(1) 物品 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他物品

(2) 役務 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の経営、その他役務

(調達目標)

- 5 令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 680万円以上

(調達の推進方法)

- 6 市長等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため次に掲げる取組みを行うものとする。

(1) 庁内における法の説明、調達可能品目の周知及び発注の呼びかけ等を行うこと

(2) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、受注の拡大に活用すること

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するほか、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）等の関連法令に従い、契約事務取扱規程（平成19年横須賀市訓令甲第10号）第3条第1項第2号アに規定する契約を活用した優先的な調達を行うこと

(周知・啓発等)

- 7 市長等は、障害者就労施設等からの物品の調達を推進するとともに、次に掲げる周知・啓発活動を行う。

(1) 市が資本金などを出資している外郭団体、指定管理者及び民間企業に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、周知に努めるものとする。

(2) 一覧表を市ホームページ等により公表することで、広く一般にも情報を周知すること

(調達実績の公表)

- 8 調達実績は年度ごとに取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(庶務)

- 9 この方針に関する庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。